

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 29 年 4 月 5 日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 植村 一成
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アケイ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

上場株式の配当及び譲渡等についての課税方法の選択について

1. 平成 29 年度税制改正における明確化

以前より上場株式に係る配当及び譲渡については、複数のうちから課税方法を選択することができました。昨年 12 月において発表された平成 29 年度税制改正大綱において、「上場株式等に係る配当所得等について、市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方法により個人住民税を課することができることを明確化する」との記載がありました。これは、課税方法について所得税では総合課税、住民税では申告分離、というように所得税と住民税のそれぞれで有利な方法を選択できるということです。

上場株式等

配当	大口株主 (3%以上保有)	・総合課税制度 ・申告不要制度 (年10万円以下)	住民税
	大口株主以外	・申告不要制度 ・申告分離制度 ・総合課税制度	
譲渡	源泉徴収ありの特定口座	・申告不要制度 ・申告分離制度	住民税
	その他	・申告分離制度	

非上場株式等

配当	大口株主以外	・総合課税制度 ・申告不要制度 (年10万円以下)	住民税
	その他	・申告分離制度	

2. 課税方法の有利判定について

所得税の有利判定は、所得税率、源泉徴収税率、配当控除の適用の有無により異なります。下図のように、所得税においては所得税額から配当控除額を引くことができますので、例えば、課税所得金額が 695 万円以上 900 万円未満の場合は税率 23%から配当控除 10%を控除し、実質負担は 13%となります。また、源泉所得税率は 15%であり、この場合は配当所得について申告した方が 2%有利となります。課税所得金額が 900 万円以上となると最低でも、税率が 33%、そこから配当控除 10% (課税所得金額が 10,000 千円を超えると 5%) を控除すると 23%負担となり、源泉所得税率 15%より税率が高くなりますので申告するとかえって多くの税額が発生します。

一方、住民税については総合課税の税率が 10%、配当控除率 2.8%となっており、差し引くと 7.2%となります。特別徴収税率は 5%ですので、申告することにより税負担が増加します。

なお、基本的に住民税の所得金額は、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、医療費負担割合を決定する基礎となっています。住民税の総所得金額が大きくなれば国民健康保険料などは増加し、ある一定の所得を超えると医療費の本人負担割合が 1 割から 3 割に増えることもあります。国民健康保険料や医療費の負担を抑えるために所得税と住民税のそれぞれの申告を別々の方法を選択することも考えられます。ただ、医療費の負担割合の計算などは市町村ごとに違うため、どれくらいなら有利なのかは個別事情で異なります。

3. 実際に所得税と住民税で異なる課税方法を選択するにあたって

所得税と住民税の申告書を 2 枚も提出しなければならず、個人住民税申告書については電子申告できずに手書きで提出しなければならないため、手間やコストもそれなりにかかります。社会保険料についても変わるため、社会保険料については下記の図を参考に市町村へのお問い合わせの上、手間がかかるのを承知の場合、今からでも住民税の申告をご自身で行われてはいかがでしょうか。

所得税					住民税					参考		
所得税 課税所得金額	税率	配当控除	差引 (下限0)	源泉徴収	住民税 課税所得金額	税率	配当控除	差引	特別徴収	国保料率 (40~65歳) (医療・支援・介護)	医療費負担割合 (70~74歳)	医療費負担割合 (75歳~)
1~1,449,999	5%		0%		1~1,450,000						1割or2割	1割
1,450,000~1,949,999	5%		0%		1,450,000~1,949,999							
1,950,000~3,299,999	10%	10%	0%	15.315%	1,950,000~3,299,999							
3,300,000~6,949,999	20%		10%		3,300,000~6,949,999		2.8%	7.2%				
6,950,000~8,999,999	23%		13%		6,950,000~8,999,999				5%	13.32%		
9,000,000~10,000,000	33%	10%	23%		9,000,000~10,000,000						3割	3割
10,000,000~17,999,999	33%		28%		10,000,000~17,999,999							
18,000,000~39,999,999	40%	5%	35%	15.315%	18,000,000~39,999,999		1.4%	8.6%				
40,000,000~	45%		40%		40,000,000~							

※国民健康保険料率は平成 28 年度の大阪市国民健康保険料率を記載